

入札公告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年7月9日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

理事長 住友 正幸

1 入札に付する事項

(1) 入札（業務）件名

エスカレーターリニューアルに伴う既存遡及改修工事

(2) 業務内容

I エスカレーターに対する14耐震脱落防止構造強化に伴い、既設エスカレーター（上り・下り）乗降口合計4ヶ所のトラス支持アングルに、かかり代延長が50[mm]となるように延長プレートを追加する。なお、延長プレートの追加は株式会社日立ビルシステムが行うものとするが、本件受注者はその追加に伴って生じる床の研り及び埋戻し等その他一切の工事作業、並びに延長プレートの調達（株式会社日立ビルシステムの指示の下）を行うこと。

※研り範囲の参考概要は別図(注1)のとおり

(注1)資料は本件公告資料受取時に配布する。

II 誘導柵ポール合計4本とハンドレールの最短隙間距離が160[mm]となるように配置替えを行うこと。なお、既存ポールは撤去し、新しく以下の規格へ改造又は調達し取り付けること。

・1階(3本):SUS製、幅1,660[mm]前後、高さ900[mm]、φ50[mm]、200[mm]前後の間隔で支柱φ30[mm]

・2階(1本):SUS製、幅1,470[mm]前後、高さ900[mm]、φ50[mm]、200[mm]前後の間隔で支柱φ30[mm]

III エスカレーター2階乗降口横のガラス手摺りについて、ハンドレールからの最短隙間距離が160[mm]となるように手摺りを切断、及び切断面は安全対策としてカバーキャップを取り付けること。なお、切断した手摺りに付随するガラスとの固定金具は撤去し、固定金具の撤去により空いたガラス穴は安全及び景観を考慮し塞ぐこと。

IV 光電ポール6台の一時撤去及び再取り付けを行うこと。

V 仮囲いについて、工事関係者以外が容易に工事範囲及びエスカレーターリニューアル内に侵入できないように設置するものとし、またエスカレーターリニューアルの作業範囲も見込んでおくものとする。

VI 仮囲いについて、延長プレート追加に伴う研り及び埋戻し、光電ポールの撤去及び再取り付け並びにその他で塵埃や粉塵等が生じる作業にあたって、周囲に塵埃や粉塵等が漏れないように壁及び天井で囲うこと。なお、原則として壁はLGS65×GB-Rt12.5（ただし、高さ3.5[m]以上はLGS100×GB-Rt12.5とする。）、ガラスウールt50 24kg/m²充填、出隅コーナージョイナー塩ビ製L型、天井はLGS75×GB-R12.5、廻り縁塩ビ製コ型とし、既存又は干渉する床、壁及び天井は養生を行うものとする。

VII 仮囲いについて、仮設出入口を1階南側、1階西側、2階北側に設けること。

VIII 仮囲いについて、原則としてそれぞれ1階南側廊下の有効幅を2,700[mm]、1階西側廊下の有

効幅を2,000[mm]、2階北側廊下の有効幅を2,700[mm]以上確保すること。

IX 仮囲いがエスカレーターステップ部及びハンドレール部に干渉している場合、事前に株式会社日立ビルシステムと協議の上、粉塵及び塵埃等の生じる作業を先行して完結させ、上記干渉部分の仮囲いを撤去してエスカレーターリニューアルを行えるようにすること。

X 1階エスカレーター下部分は、株式会社日立ビルシステムがストックヤードとして使用を予定しているため、同社に対して受注者は事前に内容の把握及び協議を行うこと。

XI 安全対策について、本件場所は患者や一般利用者が頻繁に通行することからカラーコーン、バー、ブルーシート、ベニヤ板、プラベニ及びプラシキ等を十分に設置するものとし、発注者より追加又は変更の依頼があった場合は速やかに対応すること。

XII 既存遡及の対象となる部分以外で既存建物に変更が生じる工事作業等を行った場合、既存と同等の仕様（構造、強度、大きさ、高さ及び色模様等）に復旧すること。

XIII その他本件に必要な物品及び工事作業等は事前調査の上あらかじめ入札費用に含めておくこと。

XIV 本件において受注者の帰責事由により生じた事故等については、受注者の責任及び費用等負担により対応すること。

XV 現場建物等に損傷等を与えることの無いように十分に注意し、万一損傷した場合は受注者の責任及び費用負担により補修又は復旧を行うこと。なお、上記損傷により波及した損害についても同様とする。

XVI 履行場所において他の工事を施工中又は施工予定である場合は、必要に応じ各工事の施工業者と調整しながら本件業務を行う必要がある。

XVII 本件完了後1年間は瑕疵担保期間とし、取り扱った新品部品及び工事内容等に瑕疵が認められた場合、無償で改善対応を取るものとする。また、上記瑕疵が原因によりその他の機器等に不具合が発生したと明らかであるときは、当該機器等も受注者の責任により無償で改善対応を取るものとする。

(3) 契約期間

令和8年3月31日までとする。

(4) 履行場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

(5) 入札方法

一般競争入札

2 入札及び開札執行の日時と場所

(1) 日時

令和7年7月25日（金曜日）午前10時00分

(2) 場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院3階会議室

3 落札者の決定方法

地方独立行政法人徳島県鳴門病院会計規程実施規程（以下「実施規程」という。）に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内であり、仕様書等で指定する品質、機能等の基準を全て満たしている提案をした入札者のうち、最低の価格を提示した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適當であると認められるときは、その者を除き当該契約に係る入札を再入札とすることがある。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

実施規程第36条第1項に規定するとおりとする。ただし、実施規程第39条第1項に規定するいずれかに該当する者は、契約保証金の全部又は一部を免除とする。

5 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 実施規程第7条第1項に規定する徳島県の入札参加資格者名簿に登載されている者、又は同条第2項の規定によって新たに資格審査を受けて参加が認められた者であること。
- (2) 実施規程第8条の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札しようとする調達機器等の仕様及び工事業務等に必要な資格等を証明する書類（詳細は仕様書等による。）を5の(5)に示すとおりに提出ができる者であること。
- (4) 本件入札に参加しようとする者は、5の(1)及び(3)に該当する資格を証明する書類を提出し審査の結果「適合」と認められた者であること。
- (5) 5の(4)に関する確認資料の受領期限、提出場所及び方法

I 受領期限

令和7年7月18日（金曜日）午後4時必着

II 提出先

9の(4)のIに示す場所

III 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

6 入札の無効

- (1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - I 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
 - II 入札者が他人の代理人をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
 - III 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
 - IV 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
 - V 入札書に記名押印がないとき。

- VI 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- VII 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
- VIII その他契約責任者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

7 入札又は開札の中止による損害に関する事項

いかなる場合においても、入札参加者もしくはその他の代理人が本件に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人又は落札者となった者が負担する。

8 落札の無効

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた後、法人が定めた期間内に契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。
- (2) 落札者となった者が、契約締結日までに徳島県建設工事等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けた場合、その者とは契約を締結しない。

9 その他の事項

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約希望金額（消費税法及び地方税法に則った消費税等は含まない。）として落札する。ただし、入札執行者は、契約金額の支払いの際上記契約希望金額に消費税等を加算した金額をもって支払う旨を、契約書に明記する。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 仕様書及び入札説明書の交付

I 交付場所

郵便番号：772－8503

所在地：徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

所属名：地方独立行政法人徳島県鳴門病院施設整備企画課

T E L：088－683－0011（内線番号 1385）

F A X：088－683－1860

E-mail：shisetsu@naruto-hsp.jp

II 交付期間

令和7年7月9日（水曜日）から令和7年7月18日（金曜日）の土日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時まで。

(5) 入札に係る質疑

I 質疑の問い合わせ先

所在地：徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

所属名：地方独立行政法人徳島県鳴門病院施設整備企画課

T E L：088-683-0011（内線番号 1385）

F A X：088-683-1860

E-mail：shisetsu@naruto-hsp.jp

様式は法人の準備したもの。

Ⅱ 受付期間

令和7年7月9日（水曜日）から令和7年7月18日（金曜日）の土日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時まで。

【本件担当、連絡先】

住 所：〒772-8503 徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

担 当：地方独立行政法人徳島県鳴門病院事務局施設整備企画課
（入札担当：中野、大谷）

T E L：088-683-0011（内線番号 1385）

F A X：088-683-1860

E-mail：shisetsu@naruto-hsp.jp

以上